

山田みき

コロナと戦う!活動日記

討議資料

発行日: 令和2年6月12日(随時更新)

編集発行: 自由民主党東京都第一選挙区支部

PCR検査体制の強化、介護崩壊を防ぐための支援、地域の包括的な相談支援にICT活用を

衆議院 厚生労働委員会での質疑

PCR検査件数の目標を掲げ**検査体制強化**に総力を挙げるべき。倒産危機に直面する**介護・障害福祉サービス事業者に給付費補填や賃料補助**などの措置を講ずるべき。介護士の方々にも保育士と同様の手厚い**家賃助成**を。新しい生活様式への対応で**児童虐待、DV**など非対面の相談に**ICT導入**の支援を。厚生労働省から積極的に支援する旨ご答弁頂きました。



ポスト・コロナのキャッシュレス社会を見据えて

衆議院 財務金融委員会での質疑

世界に先駆けて経済活動を再開した中国では、早くも5月から**デジタル人民元の実証実験がスタート**し、北京冬季五輪までに実用化する方針。リブラや中央銀行デジタル通貨も準備加速が予想されます。**日本は世界経済の潮流に対応できるのか?** 麻生大臣に技術・規制・個人保護の方向性をお示し頂きました。事前レクや質問通告は、すべて電話とWEB会議で行いました。霞が関の長時間労働の是正、国会の業務効率化を進めます。



写真左:
テレワークに関する提言
岸田政調会長に申入れ
(右から2人目)

写真右:
ジェネリック医薬品
原材料の特定国
への依存解消を提言
(右から2人目、
事務局長を務める)



■山田みきプロフィール

1974年3月15日東京都生まれ。東京大学法学部卒、コロンビア大学経営学修士(MBA)。通商産業省、内閣官房を経て、ボストンコンサルティンググループ、エルメスジャパンに勤務。第46回衆議院議員総選挙で東京1区(千代田区・港区・新宿区)から初当選。第三次安倍改造内閣にて外務大臣政務官を務める。現在、当選3回。自民党経済産業部会長代理。衆議院 財務金融委員会委員、厚生労働委員会委員、拉致問題特別委員会理事。

■山田美樹 国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館917号
TEL: 03-3508-7037 FAX: 03-3508-3837

オフィシャルWEBサイト

<https://miki-yamada.com>

<https://www.facebook.com/mikiprofile>

https://twitter.com/yamada_miki



2020年3月から通常国会会期末まで
自民党本部におけるコロナ関連会議
山田が出席したもの 一部抜粋

以下は、自民党のコロナ対策会議における私の発言の一部抜粋です。皆様のご意見を確実に政府・与党にお届けしてまいります。



3/2	コロナ対策本部(感染防止)	マスク等の衛生用品は国や自治体の管理運用とすべき。保険診療での検査実施を行う場合は、医療現場が混乱しないよう実施医療機関の条件を明確化すべき。
3/3	コロナ対策本部(経済対策)	
3/5	戦略的重要物資研究会	
3/10	コロナ対策本部(感染防止)	雇用調整助成金の申請手続は書類を減らして簡略化を。「申請すると立入検査を受けるのか?」と心配の声もあり、事業者に寄り添った対応をお願いしたい。
3/11	コロナ対策本部(経済対策)	
3/17	生活安全関係団体委員会役員会	
	国土交通部会(海運・航空・観光・ホテル)	医薬品の原薬確保が困難となる見通し。依存先の中国・インド国内で物流停止や輸出規制の恐れ。日本国内での製造・供給体制の再構築を検討すべき。
3/18	戦略的重要物資研究会	
3/19	国土交通部会(建設・不動産・住宅・鉄道)	地域の商店にはポイント還元を導入していない所も多く、制度の延長には反対。
	コロナ対策本部(経済対策)	
	コロナ対策本部(医療関係者ヒアリング)	外国人学生の多い日本語学校などに再開までのプロセスの見通しを示すべき。
3/23	経済産業部会 正副部会長会議	企業が雇用調整助成金を申請しない場合、個人への直接給付も検討すべき。企業の内部留保の積極活用を促すべき。
3/24	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
	コロナ対策本部(感染防止)	
3/25	金融調査会(株主総会への対応)	
3/26	コロナ対策本部(エコノミストからヒアリング)	中小企業や個人事業主に数兆円規模の給付では不十分。固定資産税減免は土地も対象にすべき。リースも支援が必要。旅客運送事業者への緊急支援を急ぐべき。
3/30	コロナ対策本部(経済対策)	
3/31	コロナ対策本部(感染防止)	
4/2	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	学童や保育園が感染源となる可能性が高まっており早急な対策が必要。保護者の不安を減らすべき。窓口業務以外の公的機関が率先して時短勤務を行うべき。
4/3	税制調査会小委員会	
4/6	政調全体会議(経済対策案)	
4/7	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	特別定額給付金は、なぜ一人10万円一律給付という選択肢を取らないのか、議論のプロセスや経緯を国民に詳しく説明すべき。
4/10	憲法改正推進本部(緊急事態)	
4/17	政調全体会議(緊急経済対策)	
4/21	WHO西太平洋地域 葛西事務局長からヒアリング	コロナ以外の患者(特にがん患者)が通常の治療を受けられる体制を整備すべき。
4/24	テレワーク提言 岸田政調会長へのヒアリング	家賃補助はテナントに支給されるが、テナントが頻繁に入れ替わる都心の繁華街では、地元密着で地域に貢献しているオーナーに対して十分な配慮が必要。
4/29	衆議院本会議(1次補正可決)	
5/1	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	持続化給付金や自治体の協力金は、事業継続に不可欠であり差押禁止とすべき。
5/7	コロナ対策本部	
5/11	財務省主計局ヒアリング(予備費)	PCR検査数の目標を国が具体的に示し、検査体制充実に総力を挙げるべき。
5/14	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
5/15	衆議院 厚生労働委員会(社会福祉等)	2次補正は諸外国の経済回復に後れを取ることがないように、十二分な額の財政出動を。雇用調整助成金の期限を延長すべき。持続化給付金の対象には確定申告で「給与所得」となっているフリーランスや、新規創業者も加えるべき。
5/20	コロナ対策本部(2次補正への提言)	
5/25	秋季入学校討WT(知事会・市長会・町長会)	
5/26	政調全体会議(2次補正予算案概要)	
5/27	青年局意見交換会(ｽﾎｰﾂﾞﾏｲﾝﾄﾞ等)	
	衆議院 財務金融委員会(資金決済法)	補正予算は閣議決定から国会審議を経て可決・成立まで最短2週間かかることを考えると、コロナ対策を機動的に実施するために十分な予備費を確保すべき。
5/29	財務金融部会・金融調査会合同会議	
	財務金融部会・経済産業部等合同会議	固定資産税の減免の要件は企業単位でなく建物単位で判断すべき。令和3年度の固定資産評価替えにおいて評価額、課税額の据え置き措置を講ずるべき。
	多店舗展開型飲食店議連設立総会	
	秋季入学校討WT(提言案)	
6/1	感染症パンデミック時の国家ガバナンス	
6/3	財務省ヒアリング(財政規律)	共働き家庭での子どものオンライン授業には学童等のサポートが不可欠。端末の貸出だけでなく各家庭の通信インフラの整備も課題。
6/4	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
6/5	2020年オリパラ東京大会実施本部	融資を受けていなくても家賃支援の対象にすべき。共益費も家賃に含めるべき。
6/8	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
6/9	教育再生実行本部(学びの保障)	子ども達の学びの保障が最優先であり、今年来年の9月入学実施には反対。地元からも多くの反対意見をいただいている。
	持続化給付金差押禁止法案に関する打合せ	
6/10	証券市場育成議員連盟総会	
6/12	衆議院本会議(2次補正可決)	
6/11	新国際秩序創造戦略本部	オリパラ大会の地元自治体では会場周辺の商業地域の感染対策も必要。自治体は既にコロナ対策で多額の財政支出をしており、国から財政支援をお願いしたい。
6/12	ジェネリック医薬品の将来を考える会	

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年7月10日時点

世帯や個人の皆様

全国全ての人々に	特別定額給付金	一律1人当たり10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00～20:00)
子育て世代の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給世帯に対して 子ども1人当たり1万円 改めての申請不要	各区の窓口まで コールセンター 0120-271-381 (9:00～18:30 土・日・祝日を除く)
生活が苦しい ひとり親世帯の方々に	NEW ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円(第2子以降は±3万円) さらに、収入減の場合は±5万円	各区の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00～18:00 土・日・祝日を除く)
休業期間中、 賃金が支払われない	NEW 新型コロナウイルス 感染症対応 休業支援金・給付金	7/10～ 郵送受付開始	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30～20:00、休日8:30～17:15)
休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則3ヵ月、最長9ヵ月 家賃相当額を支援	お住まいの区の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00～21:00)
アルバイト収入減で 学業継続が厳しい	学生支援 緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生等1人当たり 20万円(住民税非課税世帯) 10万円(上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	最大80万円(二人以上世帯) 最大65万円(単身世帯)	区の社会福祉協議会まで コールセンター0120-46-1999(毎日9:00～21:00) 全国の労働金庫や指定された郵便局でも 申請受付
収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各区の窓口まで
生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の 支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等の 各種公共料金の支払を猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで

中小・小規模事業者等の皆様

売上が半分以上※ で事業の継続が苦しい ※1～12月のどの月でも	持続化給付金	中小法人等 最大200万円 フリーランス含む個人事業者 最大100万円 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した 個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(毎日8:30～19:00) 6月8日から各商工会議所で 申請サポート実施	
家賃の支払いが苦しい	NEW 家賃支援給付金	7/14～ 申請開始	一定の売上減少要件を満たす事業主に 中小企業等 最大800万円※1 個人事業者等 最大300万円※2 ※1 最大100万円/月(給付率2/3/3)×6ヵ月分 ※2 最大50万円/月(給付率2/3/3)×6ヵ月分	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930(毎日8:30～19:00) 申請サポート会場も順次開設予定
雇用を維持できない	雇用調整助成金	雇用を維持する中小企業は 二倍10割助成 日額上限8,330円→15,000円に引き上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)	
事業再開に向けた 投資をしたい	拡充 持続化補助金	小規模事業者等に最大150万円を補助 最大100万円までを最大3/4補助 最大80万円を定額補助 ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円	お近くの商工会議所まで	
売上減で 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀・信金・信組等でも利用可	日本公庫 → 0120-154-505(平日) 商工中金 → 0120-542-711(平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183(平日・休日)	
売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の 納税猶予	売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ 延滞税なしで猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所、各都道府県労働局	
売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度は2分の1又はゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日9:30～17:00)	

第2次補正予算
新たな施策はこちら

一般会計の追加歳出は補正予算として過去最高の31兆9114億円、1次補正と併せた事業規模は230兆円、GDPの4割にのぼります。事業と雇用は何としても守り抜いていかなければなりません。感染を抑えながら日常を取り戻すのは険しい道のりですが、引き続き皆様と共に全力でコロナと戦います。 衆議院議員 山田 美樹

休業支援金（直接給付金）

事業主から休業手当を受け取っていない方に支給します！！

詳しくは 厚生労働省HPへ →

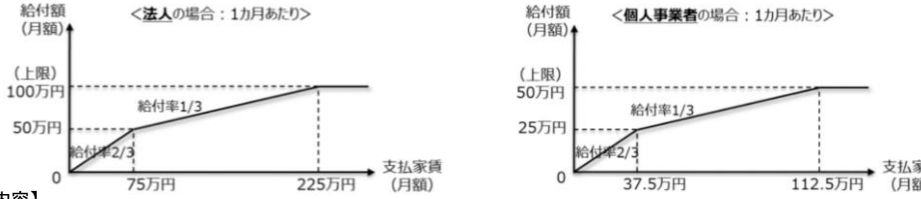
○【対象】 令和2年4月から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業し、休業手当の支払を受けていない中小企業の被用者
○【支給額】 休業前の1日あたり平均賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給。
○【手続内容】
①申請方法: 郵送(オンライン申請も準備中) 被用者本人からの申請のほか、事業主を通じてまとめて申請することも可能。
②必要書類: (i)申請書、(ii)支給要件確認書、(iii)本人確認書類、(iv)口座確認書類、(v)休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの

家賃支援給付金

事業継続を下支えするため
地代・家賃の負担を軽減します！！

詳しくは 家賃支援給付金ポータルサイトへ →

○【目的】5月の緊急事態宣言の延長等により売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため地代・家賃(賃料)負担を軽減。
○【給付対象】 (①、②、③すべてを満たす事業者)
①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者(医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。)
②5月～12月の売上高について、(1)1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または (2)連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い
○【給付額】
法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。(給付決定通知と同時に、貸主宛にも給付の事実を郵送通知)
算定方法: 申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍



○【手続内容】
①申請方法: オンライン申請(申請サポート会場も順次開設予定)
②必要書類: (i)賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)、(ii)申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)、(iii)本人確認書類(運転免許証等)、(iv)売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)

雇用調整助成金

日額上限を8,330円から15,000円まで
特例的に引き上げます！！

詳しくは 厚生労働省HPへ →

○4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円まで引上げ。
○解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長します。
○学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。
○支給処理に係る人員体制の強化及び社会保険労務士との協力体制の構築等により、支給の迅速化を図ります。

持続化補助金の拡充

業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組みを支援します！！

詳しくは 経済産業省HPへ →

○持続化補助金の最大の補助額を、100万円から150万円へ引き上げます。
事業再開枠: 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策(消毒・マスク・清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理等)
特別枠: (A)サプライチェーン毀損への対応、(B)非対面型ビジネスモデルへの転換、(C)テレワーク環境の整備

医療・介護・障害福祉
従事者への慰労金

コロナ対策の最前線で活躍する方々に
心からの感謝と敬意を申し上げます

詳しくは 厚生労働省HPへ →

○受入病院等の役割を設定された医療機関: 実際に診療を行った医療機関の職員に20万円、それ以外の医療機関の職員に10万円
○感染者が発生、又は濃厚接触者に対応した介護・障害福祉事業所の職員に20万円
○その他の医療機関、介護・障害福祉事業所の職員に5万円を支給します。

出典: (左頁) 内閣官房ホームページ <https://corona.go.jp/action/>
(右頁) 各省庁ホームページ掲載の第2次補正予算概要を基に山田美樹事務所にて作成(学生支援緊急給付金は1次補正予備費)